

第1節 復旧事業の推進

方針

町をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進するものとする。なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

計画

第1 被害の調査

町は、災害による直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項の調査を行う。

第2 公共施設等の復旧

1. 復旧事業計画の作成

町をはじめ関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律または予算の範囲内で、国または府が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2. 復旧完了予定時期の明示

町をはじめ関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

第4 激甚災害指定による財政援助

1. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
2. 農林水産業に関する特別の助成
3. 中小企業に関する特別の助成
4. その他の特別の財政援助及び助成

第5 特定大規模災害

町が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、府に復興工事にかかる要請を行った場合、府は、工事の実施体制等を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、工事を代行するものとする。

第2節 被災者の生活確保

方針

町及び府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行うものとする。

計画

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

1. 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。
 - (1) 町において5世帯以上の住家が滅失した災害
 - (2) 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
 - (3) 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県2以上ある場合の災害
2. 次の場合、支給を制限する。
 - (1) 死亡または障害が、故意または重大な過失による場合
 - (2) 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合
3. 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
4. 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

町、府及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1. 災害援護資金貸付

町は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

2. 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、町内在住の低所得世帯に対して、

災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 罹災証明書の交付等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

町は、地方税法及び条例に基づき、町民税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

第5 住宅の確保

町及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1. 住宅復興計画の策定

町及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

2. 公共住宅の供給促進

町及び府は、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅の供給

良質な民間賃貸住宅の借上げ等を行い、自力での住宅確保が困難な中堅所得層等に対して供給する。

3. 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合、町は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第6 被災者生活再建支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

府は、町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2. 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

オ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

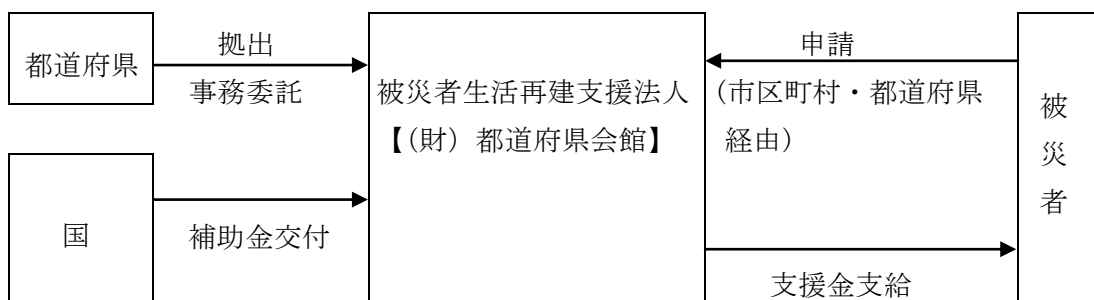
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管：内閣府) (支援金の1/2)

第3節 中小企業の復旧支援

方 針

国・府によって講じられる政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策に関し、町は、迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係部局、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を行う。

計 画

第1 資金需要の把握・調査

町は、府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、商工会議所やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第4節 農・漁業関係者の復旧支援

方針

町は、災害によって被害を受けた農林漁業者又は組合等に対し復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、国・府が行う災害復旧に関する融資制度についてPRするとともに、農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

計画

第1 資金の融資措置

町は、農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て、被災した農林漁業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第2 融資制度の周知

町は、農林漁業関係団体を通じて、国・府が行う災害によって被害を受けた農林漁業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

第5節 ライフライン等の復旧

方針

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すこととする。

計画

第1 上水道・工業用水道（町、大阪広域水道企業団）

1. 復旧計画

- （1）水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- （2）復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- （3）単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。
加えて、各水道事業者等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2 下水道（町、府）

1. 復旧計画

- （1）下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- （2）復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- （3）単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
加えて、町及び府のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第3 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- (3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、関西電力株式会社のホームページ上に停電エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社））

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2. 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第6 共同溝・電線共同溝（町、府、近畿地方整備局）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、町、府及び国のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第7 鉄道（南海電気鉄道株式会社）

1. 復旧計画

- (1) 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

2. 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第8 道路（町、府、近畿地方整備局）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、町、府及び国のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。